やなぎ通信 2021年 9 月号

相続・後見のプロフェッショナル 大阪無料相談所 阿倍野区あべのベルタ 監修: やなぎ総合法務事務所 大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所 VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎKAJIグループ 発行:司法書士法人やなぎ総合法務事務所 一一行政書士法人やなぎ K A J I グループ

やなぎグループから旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「相続税対策」

弊所ホームページ内のブログやニュースレター等を通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。

弊所ホームページのQRコードを掲載いたしますので、アクセス下さい。 内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



今年の夏も昨年と同様、新型コロナウイルスの影響によって思うように外出できない日が多かったかと思います。とは言え、東京オリンピック・パラリンピック、高校野球の開催によって、ステイホームでも存分にスポーツ観戦を楽しめる夏でもありました。連日の猛暑もピークを終えつつあり、秋の訪れが近くなってきましたが、季節の変わり目はとくに体調を崩しやすいので十分にお気をつけ下さい。 今回は「相続税対策」についてお話しようと思います。

司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表社員 柳本 良太

相続税対策

相続税対策には、大きく2つの考え方があります。

- 1.節税対策(税金を安くすること)
- 2.納税資金対策(相続税を納めるお金を用意すること)





対策1 相続人を増やして税率を下げる

法律に基づいた子供(養子)を作る。相続税は法定相続人が増える毎に基礎控除が追加されますので、相続人の数を増やすことで全体の相続税を減らすことができます。そのために有効なのが「養子縁組制度の活用」です。注意として、法定相続人の数に含める被相続人の養子の数は、一定数に制限されています。ただし、相続人が増えることで遺産分割協議がまとまりにくくなる可能性がある為、注意が必要となります。

対策2 所有財産の評価を下げる

土地や建物は、利用状況に応じて財産評価基本通達により評価減がありますので、これを活用し土地・建物の評価を下げることができます。

- ①賃貸用建物の建築で更地評価から貸家建付地評価へ評価減する。(固定資産税の軽減もあります)
- ②相続した居住用や事業用の宅地等の価額の特例 (小規模宅地等の特例)により、宅地の一定面積に ついて50%~80%の評価額の減額を利用する。
- ③農業経営のために耕作可能な農地は、 要件をクリアの上、納税猶予を適用する。



対策3 財産を生前贈与して減らしておく

自分の名義の財産は、当然ながら相続税の課税対象になります。そのため、財産を手放すことで相続税を下げることができます。

- ①年間110万までの基礎控除を使い、毎年相続人や孫に 現金、預貯金を贈与する。
- ②20年以上婚姻期間のある夫婦間で居住用不動産または それを取得するための金銭を贈与し、110万円+2000万 円の合計2,110万円の控除を受ける。
- ③土地・建物については、何回かに分けてその全部または 一部を持分贈与する。
- ④相続時精算課税制度の特別控除額や住宅取得等資金に 係る贈与税非課税枠を上手く活用する。



対策4 経済産業省の認定を受けた非上場の株式等について

後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度を活用できます。

平成30 年度税制改正では、上記制度に加え、10年間の特例措置(2018年1月1日~2027年12月31日) として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合 の引上げ(80%から100%)等がされた特例措置が創設されました。

対策5 納税資金として自己株式と生命保険を活用

様々な相続税対策を行っても、相続税がかかる 場合もあります。

そのための納税資金を自己株式と生命保険で用 意しておくことができます。

- ①自己株式の売却により納税資金の一部を確保する。
- ②生命保険金の非課税枠 (500万円×法定相続人の数)を 利用する。
- ③死亡によって必ずもらえる大口の終身保険に加入する。

まとめ

今回は、相続税5つの対策についてご説明させていただきました。相続税対策には、さまざまな方法があり、事前に対策することによって税金の負担を軽減することができます。また、令和3年度税制改正では、外国人に係る相続税等の納税義務の見直しが行われました。具体的には、就労等のために日本に居住する外国人がお亡くなりなった際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課脱対象としないことになったことに注意が必要です。

相続税に関連する法律は、改正が頻繁に行われますので、詳細等は専門家などにご相談してみることをおすすめします。

今月のお客様の声ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります!

大阪市のT様

受謝いなります。また機をかあれば是ずは願いします。

やなぎ総合法務事務所の家族信託・相続サポート TEL: 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中 Email support@yanagi-law.com



